

瀬戸市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月16日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第8号

瀬戸市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例

瀬戸市子ども医療費助成条例（昭和48年瀬戸市条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(定義) 第2条 この条例において「子ども」とは、次に掲げる要件を備えた者をいう。 (1) <省略> (2) 出生の日から、 <u>18歳</u> に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者であること。 2 前項第1号の規定にかかわらず、 <u>国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条</u> の2第1項各号に規定する病院、診療所、施設又は住居（以下この条において「病院等」という。）に、入院、入所又は入居（以下この条において「入院等」という。）したことにより、本市の区域外に住所を変更したと認められる子どもについては、本市の区域内に住所を有する者とみなす。 3及び4 <省略> (受給資格者) 第3条 この条例により子どもの医療費の助成を受けすることができる者（以下「受給資格者」と	(定義) 第2条 この条例において「子ども」とは、次に掲げる要件を備えた者をいう。 (1) <省略> (2) 出生の日から、 <u>15歳</u> に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者であること。 2 前項第1号の規定にかかわらず、 <u>国民健康保険法第116条の2第1項各号</u> に規定する病院、診療所、施設又は住居（以下この条において「病院等」という。）に、入院、入所又は入居（以下この条において「入院等」という。）したことにより、本市の区域外に住所を変更したと認められる子どもについては、本市の区域内に住所を有する者とみなす。 3及び4 <省略> (受給資格者) 第3条 この条例により子どもの医療費の助成を受けすることができる者（以下「受給資格者」と

いう。)は、国民健康保険法による被保険者又は規則に定める法令(以下「社会保険各法」という。)による被保険者、組合員、加入者若しくは被扶養者である子どもの保護者であるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は受給資格者としな

(1)及び(2) <省略>

(3) 15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した者(以下「15歳以上の子ども」という。)のうち、瀬戸市精神障害者医療費助成条例(平成15年瀬戸市条例第16号)第3条第1項第1号又は第3号に該当し、同条例の規定により医療費の助成を受けることができる子ども又は子どもの保護者

(4) <省略>

(助成の範囲)

第4条 市長は、子どもの疾病又は負傷に係る医療(15歳以上の子どもについては、入院に限る。)で、当該医療に要する費用の額から、当該医療に係る国民健康保険法又は社会保険各法の規定による医療に関する給付(社会保険各法による付加給付にあつては、当該給付を含む。)の額及び法令の規定による国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付の額を控除した額を子ども医療費として助成する。

2 <省略>

(受給者証)

第5条 市長は、受給資格者(15歳以上の子ども又は15歳以上の子どもの保護者を除く。)に対し、規則の定めるところにより子ども医療費受給者証(以下「受給者証」という。)を交付する。

2 <省略>

いう。)は、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による被保険者又は規則に定める法令(以下「社会保険各法」という。)による被扶養者である子どもの保護者であるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は受給資格者としな

(1)及び(2) <省略>

(3) <省略>

(助成の範囲)

第4条 市長は、子どもの疾病又は負傷に係る医療で、当該医療に要する費用の額から、当該医療に係る国民健康保険法又は社会保険各法の規定による医療に関する給付(社会保険各法による付加給付にあつては、当該給付を含む。)の額及び法令の規定による国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付の額を控除した額を子ども医療費として助成する。

2 <省略>

(受給者証)

第5条 市長は、受給資格者に対し、規則の定めるところにより子ども医療費受給者証(以下「受給者証」という。)を交付する。

2 <省略>

<p>(助成の方法)</p> <p>第7条 第4条第1項に規定する子ども医療費<u>(15歳以上の子どもに係る医療費を除く。)</u>の助成は、当該子ども医療費を医療機関等に支払うことにより行う。</p> <p>2 <u>15歳以上の子どもに係る医療費の助成は、当該子ども医療費を受給資格者に支払うことにより行う。</u></p> <p>3 <u>第1項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めるときは、受給者に支払うことにより子ども医療費の助成を行うことができる。</u></p>	<p>(助成の方法)</p> <p>第7条 第4条第1項に規定する子ども医療費の助成は、当該子ども医療費を医療機関等に支払うことにより行う。</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めるときは、受給者に支払うことにより子ども医療費の助成を行うことができる。</u></p>
<p>(届出義務)</p> <p>第8条 受給者は、受給資格を失ったとき(子どもが第2条第1項第2号に該当しなくなったときを除く。)、又は規則に定める事項について変更があったときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。</p> <p>2 <u>子ども医療費の助成を受ける者は、子ども医療費の助成事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。</u></p>	<p>(届出義務)</p> <p>第8条 受給者は、受給資格を失ったとき(子どもが第2条第1項第2号に該当しなくなったときを除く。)、<u>子ども医療費の助成事由が第三者の行為によって生じたものであるとき</u>、又は規則に定める事項について変更があったときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。</p>
<p>(損害賠償との調整)</p> <p>第9条 市長は、<u>受給資格者が</u>、子どもの疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、子ども医療費の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成した額に相当する金額を返還させることができる。</p>	<p>(損害賠償との調整)</p> <p>第9条 市長は、<u>受給者が</u>、子どもの疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、子ども医療費の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成した額に相当する金額を返還させることができる。</p>

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の瀬戸市子ども医療費助成条例の規定による子ども医療費の助成は、令和3年4月1日以後に行われた医療に関する給付について適用し、同日前に行われた医療に関する給付については、なお従前の例による。